おしらせ　4月号

令和８年４月１日発行

社会保険労務士法人　作道事務所
行政書士　作道事務所
労働保険事務組合　栃木労務管理協会

TEL 0285-23-6172　FAX 0285-23-7279
ホームページ　https://www.sabg.jp
E-mail　slm_info@sabg.co.jp

おかげさまで 50th

SRP 全国社会保険労務士会連合会 認証番号：1601807

令和８年４月　新年度にあたり

2026年の春闘は、大企業の賃上げ率が「5%超え」を２年連続で更新し、物価上昇を考慮したベースアップや賃金改善が進められていますが、大半の中小企業は物価高等のコスト上昇分を価格に反映させることが厳しく利益を確保することが難しい状況が続いております。政府は中小企業の賃金の引上げを後押しするため、税制の優遇や助成金の拡充等、事業主の賃上げ対策への取組みに応じてさまざまな政策を行っております。

作道事務所では、事業主様の状況に応じた賃金引上げ時等の助成金の活用をご提案させて頂き、サポートをしてまいります。

【助成金等の例】

- **賃上促進税制　：給与増加分の一部を法人税額から控除する優遇措置**
- **業務改善助成金：事業場内で最も低い賃金の引上げを図る企業の生産性向上に向けた取組みを支援**
- **とちぎ賃上げ加速・定着支援金：5%賃金を引上げた従業員１人当たり55,000円支給（上限110万円　昨年度より5,000円増額）**

令和８（2026）年度 雇用保険料率のご案内

令和８（2026）年４月１日から令和９（2027）年３月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。給与計算の際に改めてご確認をお願いいたします。

事業の種類	①　労働者負担	②　事業主負担	①+②雇用保険料率
一般の事業	**5/1,000**	8.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・清酒製造	**6/1,000**	9.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	**6/1,000**	10.5/1,000	16.5/1,000

【2026年（令和８年）４月１日施行】子ども・子育て支援金制度の創設（子ども・子育て支援法）

○**令和８年４月分給与（５月支給分）**から支援金の徴収が始まります。
子供の有無に関わらず、医療保険（協会けんぽ・健保組合）に加入している全ての方が対象となります。

区分	計算式（従業員負担分）
毎月の給与	子ども・子育て支援金額 ＝ 標準報酬月額 × 0.23% × 1/2
賞　　与	子ども・子育て支援金額 ＝ 標準賞与額 × 0.23% × 1/2

※支援金は、健康保険料・介護保険料・厚生年金保険料と同様に、事業主と被保険者で折半となります。（産休及び育休中の従業員については支援金も免除）

当事務所が発行する保険料一覧表の見方

健康保険料・介護保険料・支援金を分けて徴収する場合
→　赤枠の３つの金額と青枠の金額
介護保険料・支援金を含めて健康保険料を徴収する場合
→　緑枠と青枠の金額

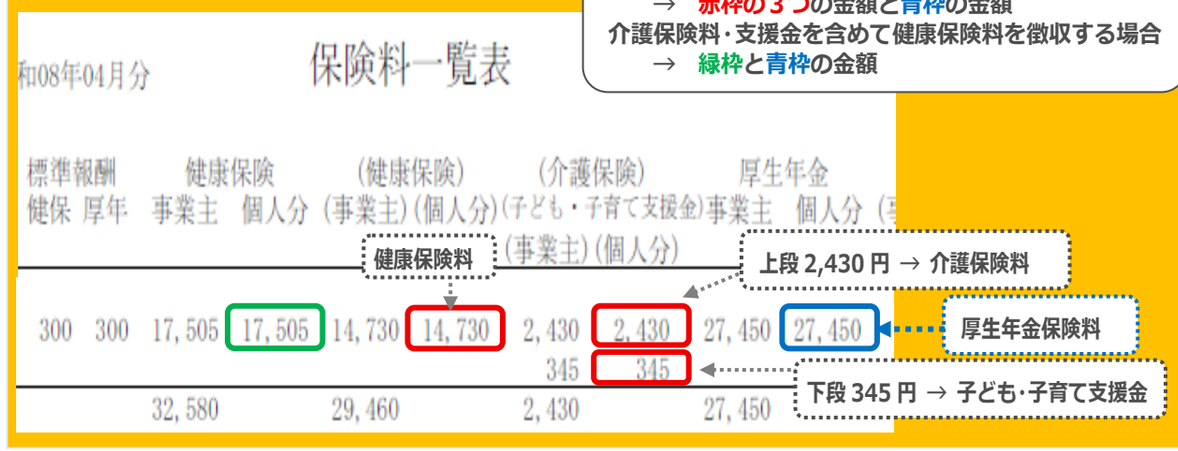

【2026年（令和８年）４月１日施行】健康保険の被扶養者認定の収入要件における「年間収入」取扱いの変更

■ **年間収入の算定方法（2026年４月１日以降）**
- 給与収入のみの者については、労働条件通知書や雇用契約書に記載された労働条件に基づき年間収入を算定（時給・所定労働時間・所定労働日数、支給が約束された手当・賞与等）
- 算定した年間収入額により扶養認定を実施

■ **労働契約内容から判定できない場合の取扱い。以下の場合は、従来どおりの方法で判定します。**
- シフト制で労働時間が不明確な場合
- 契約期間が１年未満の場合
- 労働契約内容が確認できる書類の提出がない場合　etc

【判定方法】
- 給与明細書・課税（非課税）証明書　等

■ **残業代等の取扱い（例：残業代、繁忙手当などの臨時的なもの）**
- 労働条件通知書等に明記されていない賃金は対象外
- 見込みが立ちにくい時間外労働の賃金は含めない